自 然 環 境 保 全 活 用 調 査
その１１

報　告　書

平成２５年３月

富　　田　　林　　市

目　次

１．緑の基本計画における「里山の緑（中部丘陵地）」の位置づけ　-----　1

２．「里山の緑（中部丘陵地）」の詳細調査----------　3

（1）調査対象地の位置　----------　3

（2）周辺の植生　----------　3

（3）緑地の現況　----------　8

３．保全施策の提案　----------　18

（1）現地調査結果のまとめ　----------　18

（2）自然保全手法の検討　----------　20

参考資料　----------　21

・春日神社保存樹林の概要

・富田林市古樹名木等の保存に関する規則

1．緑の基本計画における「里山の緑（中部丘陵地）」の位置づけ

平成19年度に策定された「富田林市緑の基本計画」では、本調査の対象地である「里山の緑（中部丘陵地）」は緑の将来像の主に「田園ゾーン」及び「緑地ゾーン」に区分され、富田林の自然環境を特徴づける緑、富田林の風土を表現する緑として位置づけられている。

「富田林市緑の基本計画」より抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■緑の評価と課題の整理

富田林の風土を表現する緑は、これまでの富田林市の長きにわたる歴史において、人々の生活の営みや文化により形づくられ、旧来より継承されてきた緑です。このような緑の中には社寺林等の緑や農地の緑、里山の緑等があります。

富田林市内に残されている里地･里山空間は、ふるさとの景観や生態系の保全の上で重要な役割を担っています。

■ゾーン別の緑の基本方針（田園ゾーン）

本ゾーンは農業振興地域・農用地区域をはじめとするのびやかな農地や集落、里山がひろがる地域であり、優良農地をはじめとする良好な農村の緑の保全に努めます。とくに山麓部は、丘陵斜面に沿って谷が奥深く入り込み、谷地田が形成され、特徴的な里山景観を呈しています。また、ため池や樹林、樹園地、里地の社寺林等多様な里山の自然が存在していることから、富田林市を代表する里山の緑として保全・育成を図ります。

■環境保全系統の緑の配置方針

○富田林市の自然環境を特徴づける緑

市域南部の丘陵地は、農地の緑の背後に連なる里山の緑として、谷地田、ため池等と一体となった豊かな自然環境を形成しています。

■景観構成系統の配置方針

○地域の歴史・文化と一体となった緑

里山や畦畔地等の緑は、伝統的な農村景観やのびやかな農地景観の主要素として、富田林の風土が緑の景観を形づくっています。

■富田林市の風土を表現する緑の保全と育成

○里山の緑の保全・育成

雑木林や樹園地の丘陵やその麓の農村集落、ため池や河川の水辺やその周囲の水田等、里山は富田林の風土に根ざした多様で豊かな環境を形づくっています。（中略）これら里山の緑においては、地域資源を活用しながら都市との連携のもとに自然環境の保全･育成を図ります。

○のびやかな農地の緑の保全

農地は、食料生産基盤としてだけでなく、景観や環境保全当の多面的な機能を有し、地域の自然環境保全に果たす役割は大きいことから、今後もこれら農地の維持と適切な管理に努めます。

○社寺林の緑

大阪府の自然環境保全地域にも指定されている美具久留御魂神社のシイ林、春日神社のシリブカガシ林をはじめとして、富田林市の本来の自然植生が保たれている社寺林は、地域の風土を表現する貴重な緑であり、今後も自然環境保全林や保存樹木として良好な状態で保全を図ります。

＜富田林市緑の基本計画「緑の将来像図」＞

※「里山の緑（中部丘陵地）」は富田林市の“風土を表現する緑”に位置づけられている。

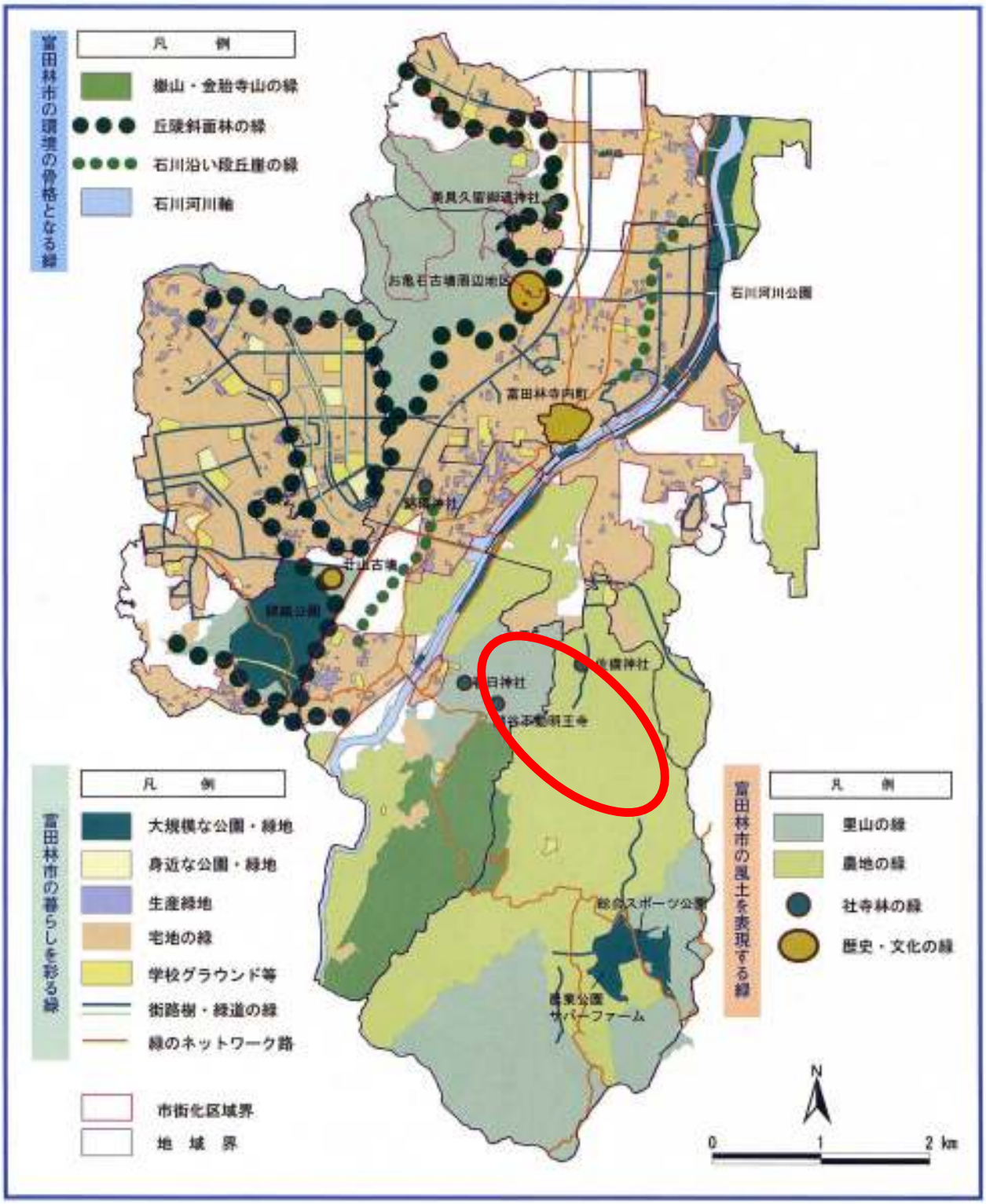

２．「里山の緑（中部丘陵地）」の詳細調査

（１）調査対象地の位置

本調査では、「富田林市緑の基本計画」に「田園ゾーン」及び「緑地ゾーン」として区分されている「里山の緑」および「田園の緑」のうち中部丘陵地について、現在の状況や植生、保全すべき自然等について調査を行った。対象地の南東部は山手町から続く佐備川右岸の低い丘陵地で、北西部は滝谷公園や春日神社のある彼方の丘陵地である。

（２）周辺の植生

H13 年度撮影の航空写真をもとに作成した「植生概略図」を見ると、丘陵地の多くは広葉樹林でスギ・ヒノキ林はほとんど見られない。丘陵外縁部には草地や荒地が広がり、その周辺の谷部や斜面を中心に竹林が大きな面積に広がっている。彼方周辺で特徴的なのは保存樹林に指定されている春日神社のシリブカガシ林と、滝谷公園の桜山である。広葉樹のほとんどはクヌギ･コナラ等の雑木林で、手入れされずに放置されて大径木になっている。ナラ枯れの被害はまだ見られないが、今後の影響が心配される。

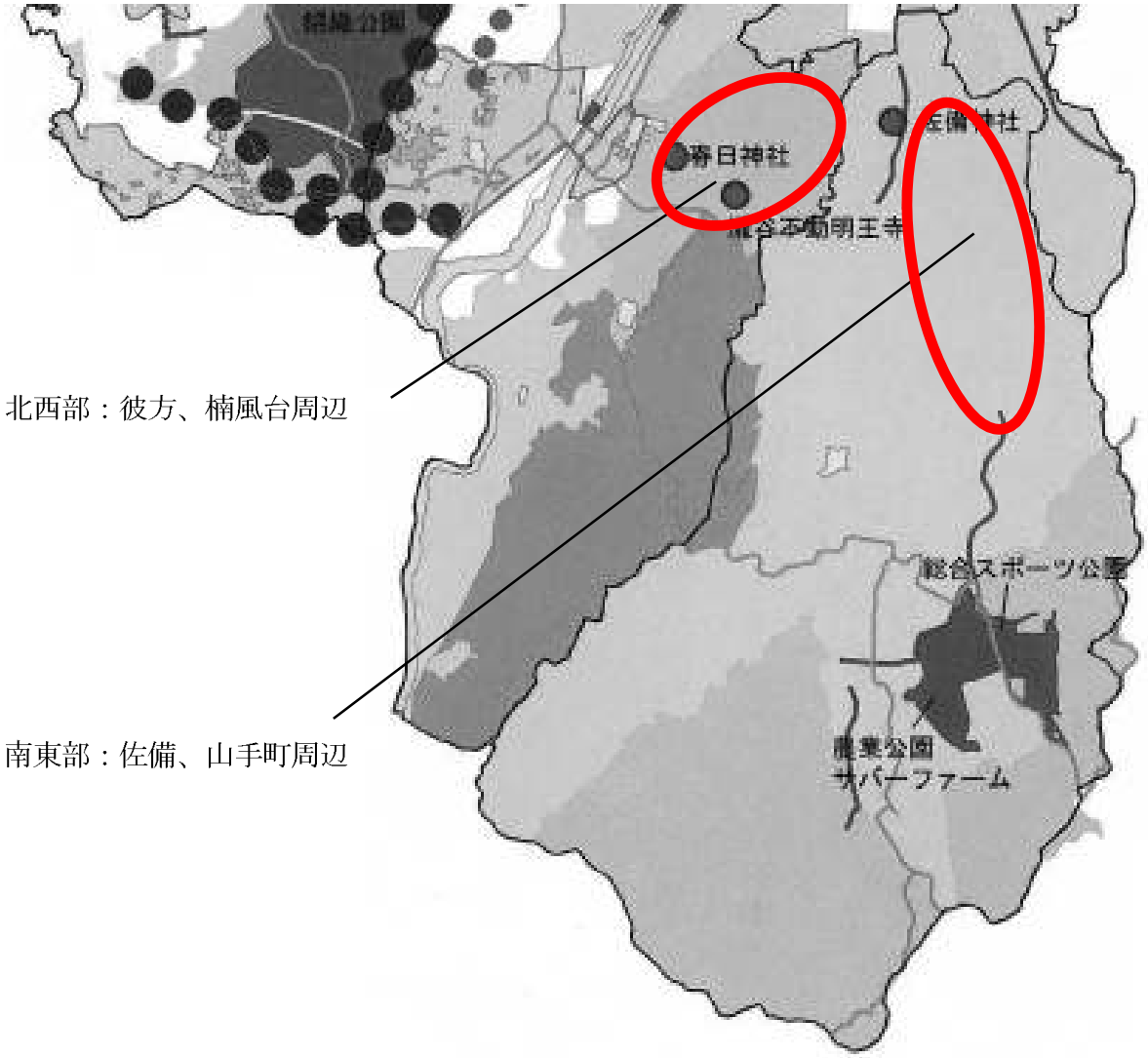

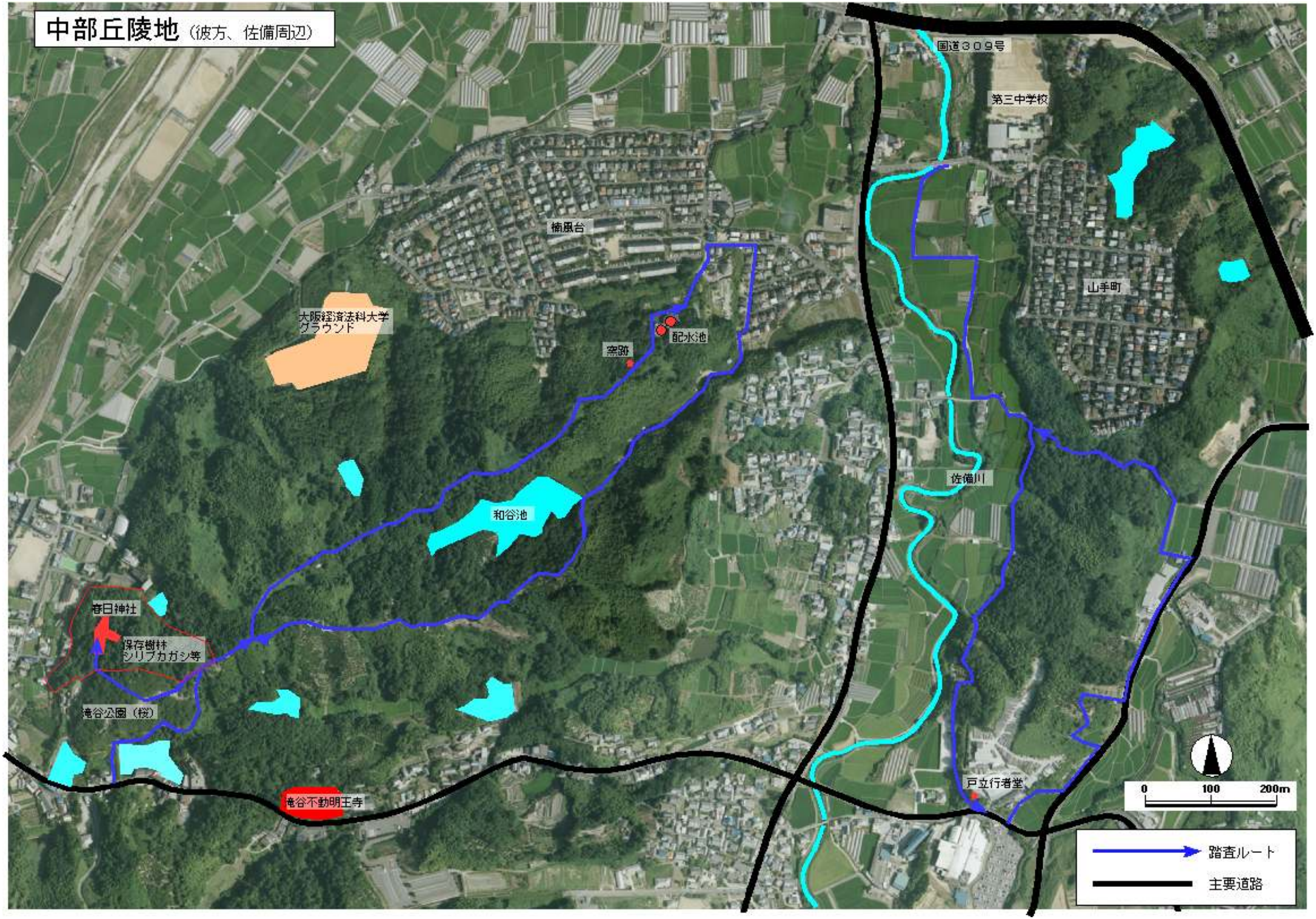
中部丘陵地（彼方、佐備周辺）
国道３０９号
第三中学校
楠風台
山手町
大阪経済法科大学
グラウンド
配水池
窯跡
佐備川
和谷池
春日神社
保存樹林
シリブカガシ等
滝谷公園（桜）
滝谷不動明王寺
戸立行者堂
0
100
200m
踏査ルート
主要道路

植生概略図（彼方、佐備周辺）

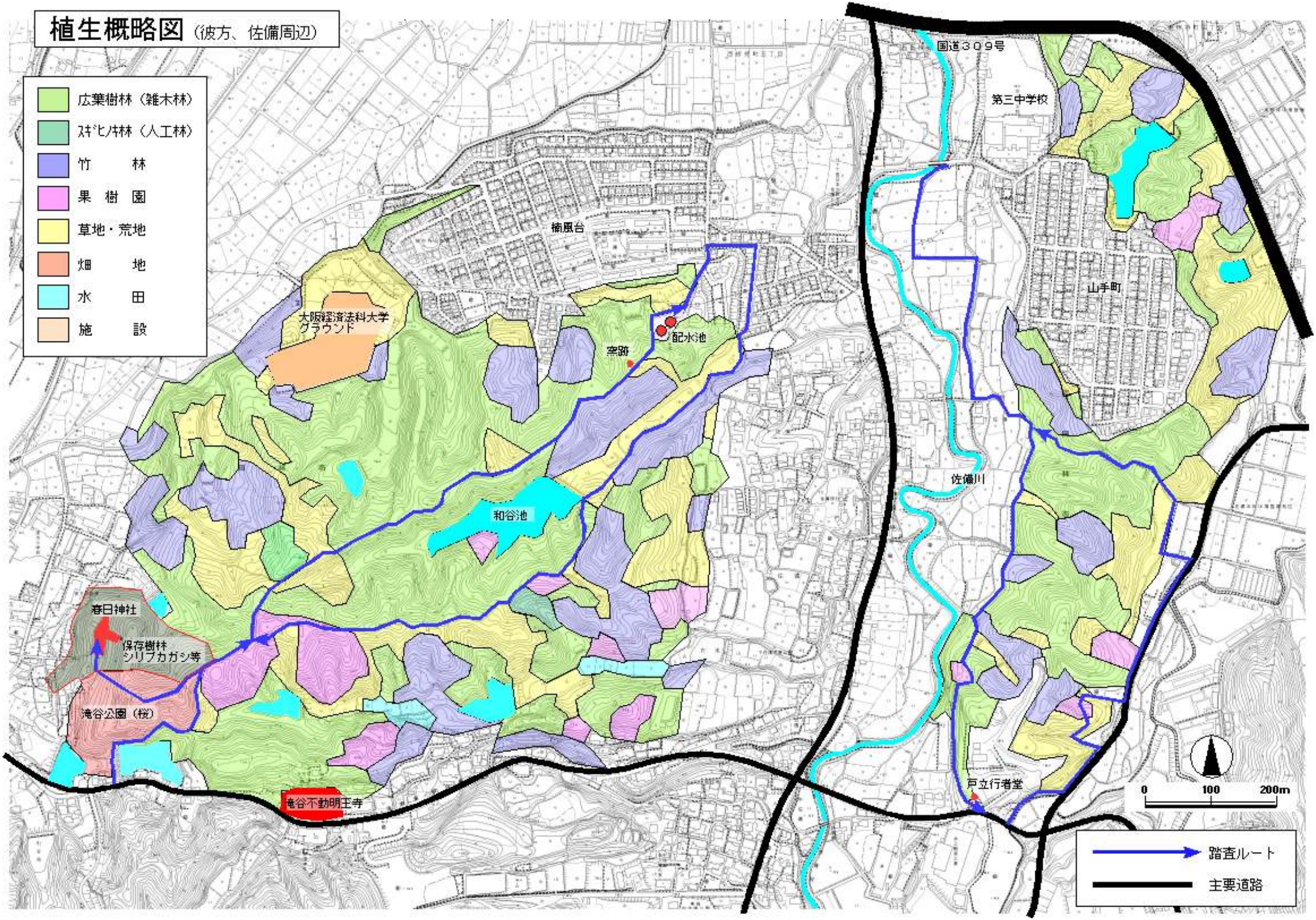

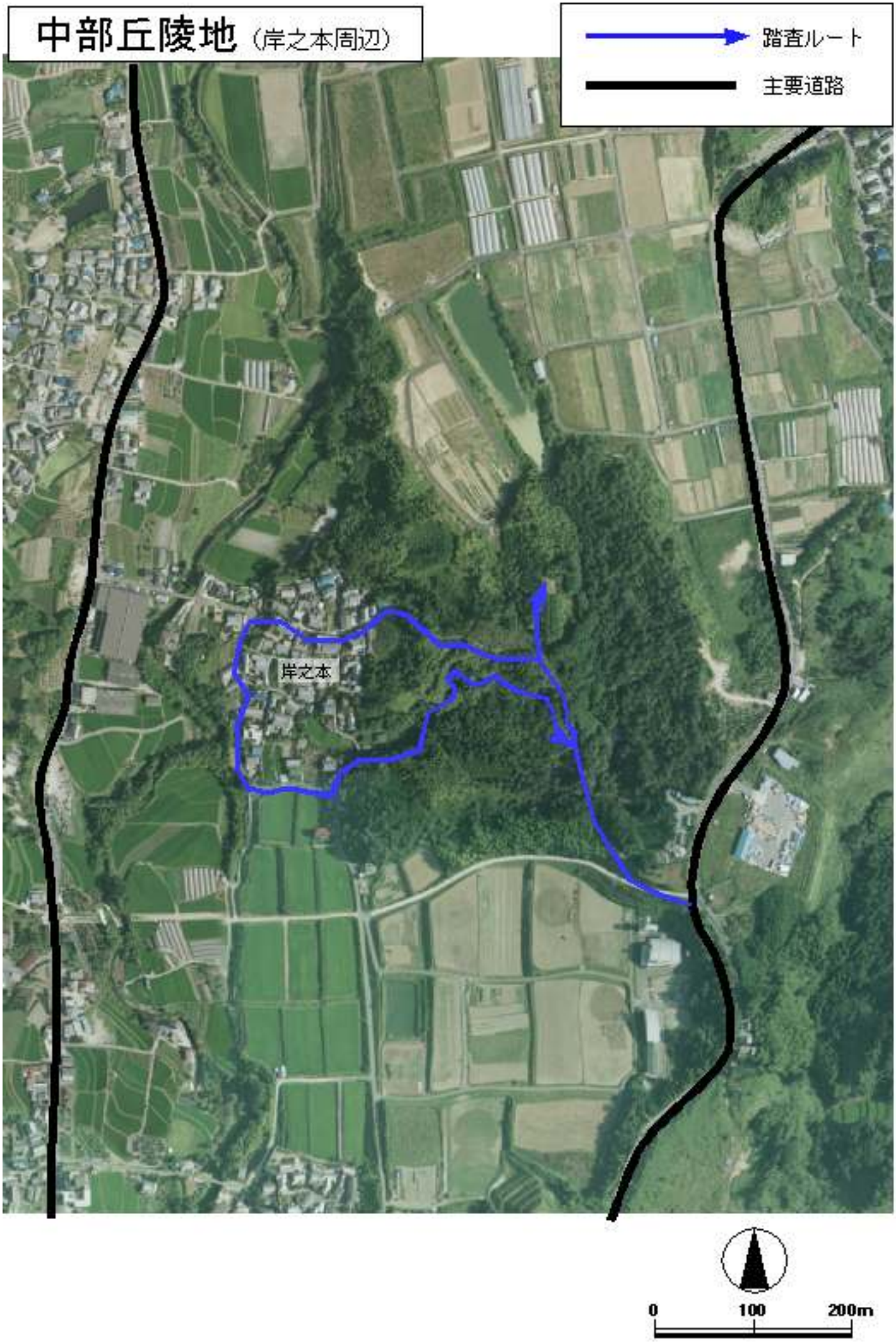
中部丘陵地（岸之本周辺）
踏査ルート
主要道路
岸之本
0
100
200m

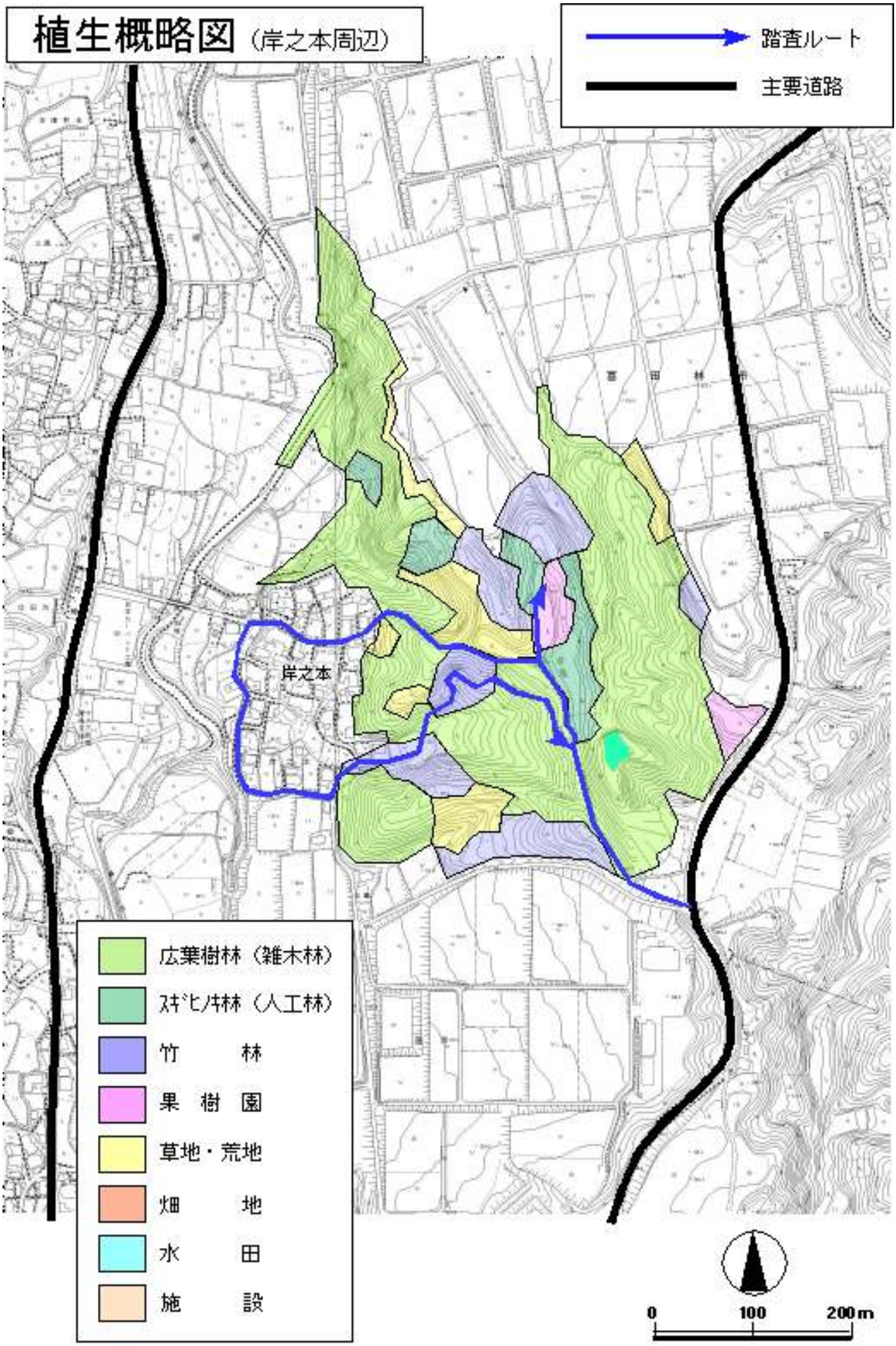
植生概略図（岸之本周辺）
踏査ルート
主要道路
岸之本
広葉樹林（雑木林）
ｽｷﾞﾋﾉｷ林（人工林）
竹　　林
果　樹　園
草地・荒地
畑　　地
水　　田
施　　設
0
100
200m

（３）緑地の状況

①　北西部（彼方、楠風台周辺）

滝谷公園と春日神社の北東側に広がる丘陵地で、北側に楠風台住宅地、南側に滝谷不動明王寺がある。春日神社には近畿が北限と言われるシリブカガシ林が見られるほかは、スギ・ヒノキ人工林と雑木林・竹林・果樹園がモザイク状に広がっている。

比較的管理されている林も見られるが、尾根沿いや谷の急斜面には竹林が広がっており、他の山林と同様に今後の拡大が懸念される。

＜現地踏査＞　調査日：H24 年 9 月 26 日

○桜（ソメイヨシノ）の名所として親しまる滝谷公園。草刈り等の管理がされているが、一部にはテングス病が見られるため病巣が広がらない対策が求められる。

○滝谷公園に隣接する春日神社。境内には、珍しいシリブカガシ林が見られ、市の指定保存樹林となっている。

照葉樹の大木　→

○滝谷公園の東側に広がる丘陵地への道。春日神社の境内林へは立入りが禁止されている。

○軽トラ程度が通れる道が北東方向につづいている。

○道沿いはスギ・ヒノキ人工林となっているが、手入れされて比較的明るい林分と、管理が行き届かずに暗く竹の侵入がある林分とが見られた。

○コナラなどの雑木林も見られるが、下刈り等の管理はされておらず、隣接地にはモウソウチク林があって拡大が懸念される。

○北東の楠風台住宅地に近づくと、管理されていない竹林が広がっている。

○楠風台住宅地の配水池から入ってすぐの竹林内には、数年前まで使われていた陶器の窯跡があり、その周辺の竹林は比較的明るく手入れされている。

○窯跡周辺には、人工的に植栽されたと思われるコブシ林が見られる。

○配水池から見た楠風台住宅地方面。

○柳谷池に至る北東側の谷部はクズなどのつるで覆われ、斜面のほとんどはモウソウチク林となっている。

○滝谷公園に近い箇所には、比較的よく手入れされた果樹園がある。

○果樹園から嶽山方面を望む。手前の尾根には竹林が広がっている。

②　南東部（佐備、山手町周辺）

山手町の南側からサバーファーム北側の圃場整備地区の間に、小規模な丘陵地がつづいており、佐備川沿いには良好な田園風景が広がっている。各所に竹林の侵入が見られるが、林床や畦畔の草地には開発地では見られなくなっている多様な植物が生育している。市内の他の森林と同様に、全般的に管理不足の雑木林やスギ・ヒノキ林が多く、竹林の侵入による環境の劣化も顕著である。また水田の畔もコンクリート整備がされたところが一部に見られるなど、自然環境保全の面での取り組みが望まれる。

＜現地踏査＞

調査日：H24 年 6 月 15 日、6 月 20 日

〇佐備から岸之本にぬける小道：クヌギの大木が見られる雑木林や一部にスギ・ヒノキ林が見られるが、いずれにも竹林がかなり侵入している。

〇道沿いから斜面下方まで竹林に侵入された雑木林

〇一部には、手入れされたスギ・ヒノキ林がある。

○オニユリやホタルブクロが見られた小道。人の立入りは少ないようである。

○岸之本の集落。古民家や土蔵の風景が美しいため、スケッチなどによく人が訪れるとのこと。

○地元の方にお話では、集落内に空き家が増えてきており、里山の手入れも行き届かなくなっている、また昔はクヌギの大木がたくさんあった、とのこと。

○集落に近い手入れされた竹林。林床には、ホトトギスが群生し、他にもホウチャクソウやウラシマソウなど多様な植物が見られた。

○山手町への橋付近の佐備川では、植生の生育に配慮した護岸整備が見られた。

○山手町から南に広がる佐備川沿いの田園風景。

○水田の東側には小規模な雑木林の丘陵地が南に向かって続いている。北側には竹林が侵入して繁茂しているが、途中の道路が境となって南側は比較的竹は少ない。

○山すその一部に見られた造成地。もとのスギ・ヒノキ林を最近に切り開いたようである。

○一部には小規模な果樹園があり、様々な種類の果樹が植えられている。

○丘陵地南端のため池。進入路や護岸等は草刈り管理されているが、周囲には竹林の侵入が見られる。

○池からの水路をたどると戸立行者堂に出る。境内には「花折奥之池記念碑」と書かれた石碑が建てられている。

○丘陵地の東側の山すそは、放棄された果樹園や小規模な農地、倉庫などが立地しており、西側にぬける道沿いには比較的良好な雑木林が広がっている。

○調査時に観察された植物

以下の写真のほか、ノアザミ、マンネングサ、ヤブミョウガ、ミツバ、ミゾカクシ、　ハエドクソウ、カラスビシャク、テイカカズラ、チガヤ、ウバユリ、キツネノマゴ、　ヤブラン、アキノタムラソウ、ヒヨドリバナ、キンミズヒキ　など

カワラマツバ

ホタルブクロ

オニユリ

ホトトギス

ウラシマソウ

ホウチャクソウ

コクラン

キツネノボタン

キジムシロ

ノアザミ

ドクダミ

ニガナ

コマツナギ

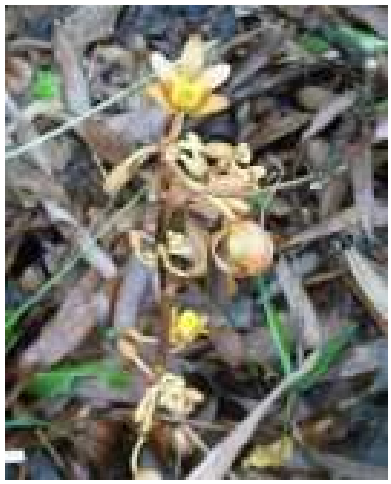
ツチアケビ

クサノオウ

ミヤコグサ

ヒメジソ

ノアズキ

３．保全施策の提案

（１）現地調査結果のまとめ

今回の調査対象地（彼方、楠風台、佐備、山手町周辺）は佐備川沿いの低い丘陵地で、雑木林やスギヒノキ人工林、果樹園、竹林、農地などがモザイク状に広がっている。管理放棄された樹林や竹の侵入が広がる一方、住宅地に隣接していることからアクセスが良く比較的手入れされている箇所も見られた。春日神社のシリブカガシ林の保全のほか、住宅地に近い立地を生かした管理手法を導入しやすい地域だと言える。

●春日神社シリブカガシ林

当樹林は、特定植物群落として環境省の「第３回自然環境保全基礎調査（昭和63年）にあげられており、市指定の保存樹林（11,700㎡）となっている。照葉樹林の極相林的な環境であるため、一般の里山林のような管理（伐採更新、草刈り等）はすぐに必要とされないが、滝谷公園に隣接し境内の一般利用も多いと思われるため、指定以後の環境変化や周辺からの外来種等の侵入などについての把握は随時必要と考えられる。

＜シリブカガシについて＞

シリブカガシ（尻深樫、学名 Lithocarpus glaber）は、ブナ科マテバシイ属の常緑高木である。

日本に自生するマテバシイ属２種（シリブカガシとマテバシイ）のうちの１種。和名はドングリの底が凹んでいることに由来する。

常緑性の高木で、樹高は10～15m。暖帯性であり、近畿地方以西の本州、四国、九州、沖縄の比較的海岸に近い標高500m以下の地域に分布し、京都府の保津峡が分布北限である。分布北限に近い近畿地方の個体数はごく少ない。日本以外に中国南東部[6]・台湾にも分布する。

（資料：Wikipediaフリー百科事典より）

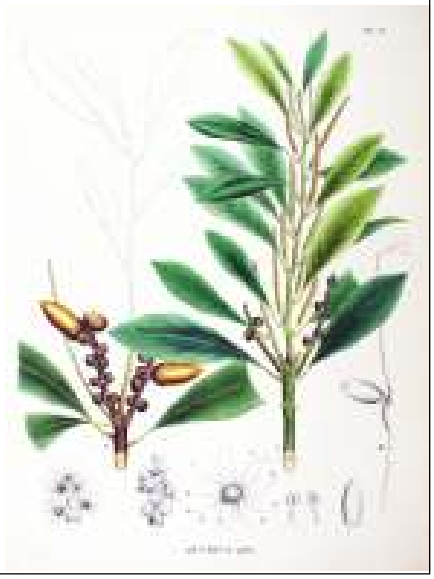

＜市指定保存樹林＞

1. 美具久留御魂神社　22,000㎡（コジイ、アラカシ、ナナメノキ、サカキ、クスノキ）
2. 錦織神社　10,000㎡（コジイ、スギ、ヒノキ、クスノキ）
3. 春日神社　11,700㎡（シリブカガシ、アラカシ、ヒノキ、コジイ）
4. 滝谷不動明王寺　13,500㎡（アラカシ、ヒノキ、モミ、スギ、アカマツ）
5. 佐備神社　4,600㎡（サカキ、クスノキ）

※いずれも平成３年度に指定

※上記以外に「市指定保存樹木」が１９本指定されている。

●丘陵地に拡大する竹林

今回調査地の丘陵地も、他の市域と同様に随所で、マダケやモウソウチクの竹林が隣接するスギヒノキ林や雑木林、果樹園等に侵入しているようすが観察され、その拡大抑制は緊急の課題となっている。一方で、岸之本の集落周辺など、ある程度管理されて明るく、林床にさまざまな植生が見られる竹林も確認できた。市内の竹林全体を管理することは困難であるが、一部でも管理を行って、現在まだ林内に残っている多様な植生を絶やさないようにすることが望まれる。

明るい竹林内のホトトギス群生

●佐備川沿いの田園風景

佐備川沿いには、里山～林縁～水田～水辺が連続した良好なエコトーン環境が、コンパクトながら広がっている。調査時の水田にはアマサギの群れやカルガモなどが飛来しており、畔にはホタルブクロやキジムシロ、キツネノボタンなど都市部では少なくなった植物も見られた。美しい景観だけでなく生き物の生息空間として重要な環境だといえる。しかしながら、里山には竹林がかなり侵入しており、林縁部に放置された草地があるなど今後の管理が懸念される。

アマサギの群れ

カルガモ

＜アマサギ＞

夏羽は背中と頭の飾り羽が赤褐色で体は白色。嘴は年間を通じて橙黄色。夏鳥として普通に渡来し、本州から九州までの各地で繁殖する。
（資料：Yachoo！オンライン野鳥図鑑 より）

（２）自然保全手法の検討

●指定保存樹林制度の展開

市緑の基本計画では、「保存樹林の指定制度について指定件数の増加に努めます」との方針、および「市や市公園緑化協会のウェブサイトにおいて、保存樹や貴重な植生や生態系等富田林の緑の資源についての情報を公開し」と普及啓発の方策が記載されている。また、「富田林古樹銘木等の保存に関する規則」にもとづき、所有者への年間助成金（面積によって１～５万円）が定められている。

しかしながら、上記ウェブサイトには現在はまだ保存樹林の情報は未掲載である。春日神社のシリブカガシ林をはじめ、いずれの保存樹林も近畿圏では数少なくなった照葉樹林であるが、その価値をよく知る人は少なく、今後の保全にあたっては、まず市民への情報提供と普及啓発が不可欠である。

その上で、貴重な樹林に親しみ学ぶ機会を提供することや、必要な保全作業へのボランティア参加の促進などを行うことが望ましい。

○　市や市公園緑化協会等のウェブサイトでの情報提供
○　保存樹林の観察会等による普及啓発
○　専門家による現況の追跡調査と保全に必要な管理作業の検討
○　保全作業の促進（枯木・倒木の処理、外来種の除去、林内環境の改善等）　など

●道沿いに立地する竹林の管理

竹林拡大をいかに抑制するかは市域全体の課題になっているが、全面積を管理するのは現状ではむずかしい。しかしながら、地域の人が利用する農道や林道、散策道などが通っている周辺の竹林は、アクセスしやすいため比較的手入れされている箇所が多い。逆に、道沿いの竹林が管理放棄されると、草の繁茂や竹の根の侵入で道そのものが利用できなくなり、竹林拡大に拍車をかける状況が見られる。

そこで、一団の竹林面積をすべて管理するのではなく、道沿いの竹林を10～20ｍの幅で管理する手法を提案する。この範囲であれば、道沿いなので作業のアクセスもよく、管理後のモニタリングや継続した作業も行いやすい。また、人の通行があるため、ボランティア作業としての評価や達成感も得られて、多くの市民参加を期待することができる。

○　沿道竹林の管理作業のモデル地域の設定
○　現況調査と竹林管理区域の設定
○　地域への呼びかけと市民参加の伐採管理作業
○　継続的な管理作業を行う地元組織づくり
○　管理後の沿道の植生モニタリング　など

●佐備川沿いの水田管理

現在は、畔の草刈りや林縁部の水路管理などが比較的良好に行われているようだが、今後の水田の経営状況によっては、放棄田や畔のコンクリート化などがすすむ可能性があり、農地の自然環境保全面での機能をいかに継続的に維持できるかが課題になる。市民参加の側面からは以下のような取組みが考えられる。

○　定期的な自然環境のモニタリング調査
○　市民参加の観察会の開催　など

参　考　資　料

・春日神社保存樹林の概要（富田林市保存樹林台帳より）

（平成３年度）

・富田林市古樹名木等の保存に関する規則

（平成３年度）

春日神社保存樹林の概要（富田林市保存樹林台帳より）

●名　称　　春日神社
●所在地　　富田林市彼方３２９
●樹林面積　　約１１，７００㎡
●主な樹種　　シリブカガシ、アラカシ、コナラ、サカキ、カナメモチ
●対象地の状況

当樹林は富田林市の南部、嶽山に続く小高い丘陵の中腹に位置し、南側には滝谷公園が近接している。社殿の背後はシリブカガシが優占する常緑広葉樹林でアラカシ、ヒノキ、カナメモチ、コナラ、サカキ、ヒサカキ等が生育している。樹林全体的に良好な自然状態が保たれていると共に、シリブカガシの群落は大阪府では少なく貴重な植生である。

●位置図

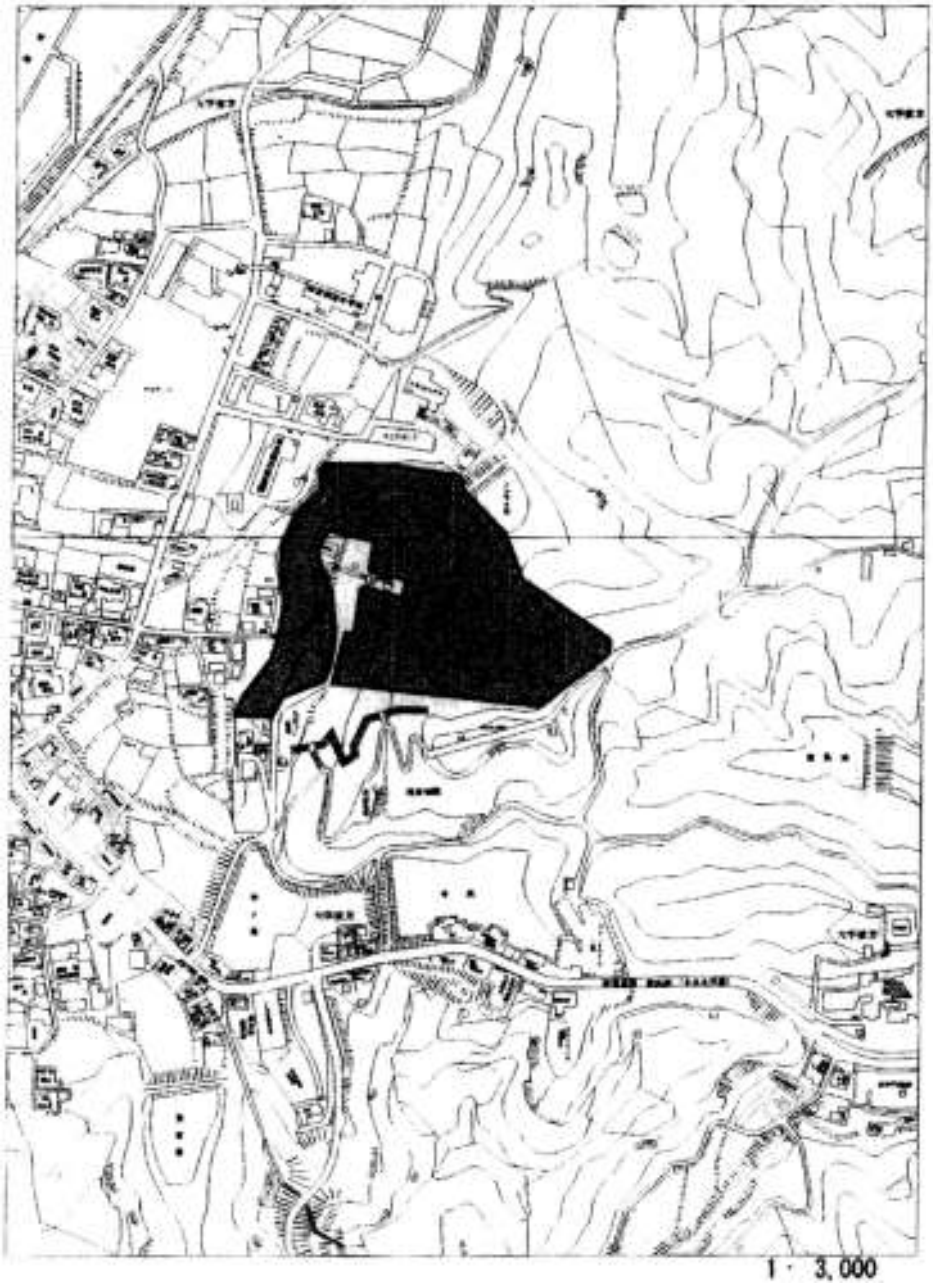

○富田林市古樹名木等の保存に関する規則

平成3年10月15日
規則第19号

(目的)

第1条　この規則は、健全な環境の保持及び向上を図るため、本市に存する古樹名木又はその集団(以下「樹木等」という。)の保存に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(保存樹木等の指定)

第2条　市長は、前条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次条に定める基準に該当する樹木等を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2　市長は、前項の指定をするときは、事前に樹木等の所有者と協議し、その同意を得なければならない。

3　市長は、保存樹木等の指定をしたときは、当該保存樹木等の所有者(以下「所有者」という。)に対し保存樹木等指定通知書(様式第1号)により、その旨を通知するものとする。

(指定の基準)

第3条　保存樹木の指定は、次の各号のいずれかに該当するものであって、かつ、健全で樹容が美観上特にすぐれているものについて行う。

(1)　1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。

(2)　高さが15メートル以上であること。

(3)　株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。

(4)　はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

(5)　古くから地域住民に親しまれ歴史上又は学術上価値のある樹木であること。

2　保存樹林の指定は、次の各号のいずれかに該当するものであって、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれているものについて行う。

(1)　樹木の集団に存する土地の面積が、500平方メートル以上であること。

(2)　生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上であること。

(3)　古くから地域住民に親しまれ歴史上又は学術上価値のある樹木の集団であること。

(指定の承諾)

第4条　所有者は、第2条第3項の指定の通知を受けたときは、速やかに保存樹木等指定承諾書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(標識の設置)

第5条　市長は、第2条の規定に基づく保存樹木等の指定をしたときは、保存樹木等指定標識(様式第3号)を設置するものとする。

(指定の解除)

第6条　市長は、保存樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由がなくなったときは、遅滞なくその指定を解除するものとする。

2　市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

3　所有者は、前項に規定する解除事由があるときは市長に対し、保存樹木等指定解除申請書(様式第4号)により、保存樹木等の指定の解除を申請することができる。

4　市長は、保存樹木等について指定を解除したときは、保存樹木等指定解除通知書(様式第5号)により所有者に通知するものとする。

(所有者の責務)

第7条　所有者は、当該保存樹木等の枯損の防止その他適正な管理を行い、その保存に努めなければならない。

(所有者の届出義務)

第8条　所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに(第3号に該当するときにあっては、あらかじめ)その旨を市長に届け出なければならない。

(1)　所有者が変更したとき。

(2)　保存樹木等が滅失し、損傷し、又は枯死したとき。

(3)　保存樹木等の形態が著しく変更するような伐採又は成育に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(4) 保存樹木等に直接影響を及ぼす病虫害等の発生を認めたとき。

(助成金の交付)

第9条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、所有者に対して、助成金を交付することができる。ただし、国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等についてはこの限りでない。

2 助成金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする所有者は、保存樹木等助成金交付申請書(様式第6号)により市長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、保存樹木等助成金交付決定通知書(様式第7号)により所有者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第12条 市長は、所有者が、虚偽の申請その他不正な手段により指定を受けたときは、保存樹木等の指定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、所有者に対して、保存樹木等の現況について報告を求めることができる。

(助言等)

第14条 市長は、保存樹木等の保存について必要があると認めるときは、所有者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、保存樹木等については維持保全上特に必要があると認めるときは、保護対策の措置を講ずることができる。

(細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

区分	交付基準	年間助成金
保存樹木	1本当たり	5,000円
保存樹林	樹林面積	
	500平方メートル以上1,000平方メートル未満	10,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	20,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	30,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	40,000円
	10,000平方メートル以上	50,000円

備考

1 保存樹木等の指定月数が1年度内で6月未満のときは、当該助成金の2分の1の額とする。

2 1所有者に対する助成金の限度額は、50,000円とする。

様式 略

調査・提案　　「富田林の自然を守る市民運動協議会」
報告書まとめ　「特定非営利活動法人　里山倶楽部」